

(第102号議案)

中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

後期高齢者人口や困難ケースの増加に伴い、業務量・業務内容に適したサービスを提供するための体制を確保するため、中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を一部改正する。

2 改正内容

中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行				
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p><u>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、前項の職員の員数に、次の表の左欄に掲げる当該第1号被保険者の数に応じ同表の右欄に定める者の数を加えた員数とする。</p> <table border="1" data-bbox="188 1429 778 1603"> <tr> <td>おおむね6,000人以上7,000人未満</td> <td>前項各号に掲げる者のいずれか2人</td> </tr> <tr> <td>おおむね7,000人以上</td> <td>前項各号に掲げる者のいずれか3人</td> </tr> </table> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、当該地域包括支援センターが担当する区域の実情に応じ区長が必要と認めるときは、前2項の規定により配置する職員に加えて運営上必要な常勤の職員を置くものとする。</u></p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	おおむね6,000人以上7,000人未満	前項各号に掲げる者のいずれか2人	おおむね7,000人以上	前項各号に掲げる者のいずれか3人	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p><u>(職員の員数)</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、前項の職員の員数に<u>同項各号に掲げる者のいずれか1人を加えた員数とする。</u></p> <p>附 則 (略)</p>
おおむね6,000人以上7,000人未満	前項各号に掲げる者のいずれか2人				
おおむね7,000人以上	前項各号に掲げる者のいずれか3人				